

○上越教育大学職務発明等補償金支払要項

(平成17年3月22日学長裁定)

(目的)

- 1 この要項は、上越教育大学職務発明規程（平成16年規則第85号。以下「発明規程」という。）第11条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における職務発明等に対する補償金の支払について必要な事項を定める。

(登録補償金)

- 2 発明規程第11条第1項に規定する登録補償金の支払は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本法人が取得し、又は譲り受けた特許権については、権利1件につき、7,500円に本法人の持分を乗じた額とする。

(2) 本法人が取得し、又は譲り受けた実用新案権については、権利1件につき、2,500円に本法人の持分を乗じた額とする。

(3) 本法人が取得し、又は譲り受けた意匠権及び育成者権については、権利1件につき、3,000円に本法人の持分を乗じた額とする。

- 3 前項各号に掲げる補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、当該各号に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(実施補償金)

- 4 発明規程第11条第2項に規定する実施補償金は、発明等又は知的財産権の実施により、毎年1月1日から12月31日までの間に本法人が得た収入金額の100分の50に相当する額とする。

- 5 前項の補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、同項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(譲渡補償金)

- 6 発明規程第11条第2項に規定する譲渡補償金は、発明等又は知的財産権の譲渡等により、本法人が得た収入金額の100分の50に相当する額とする。

- 7 前項の補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、同項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(補償金の支払)

- 8 前6項に規定する補償金は、発明者又は発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した者からの請求により支払う。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。